

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 30 年 6 月 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県高浜市豊田町二丁目 1 番地 1	
氏 名 株式会社豊田自動織機 高浜工場	
常務役員 宮島 久典	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0566-53-7029	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	株式会社 豊田自動織機 高浜工場
事業場の所在 地	愛知県高浜市豊田町二丁目 1 番地 1
計画期 間	平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	3 1：製造業 輸送機械器具製造業
②事業の規 模	製品出荷額： 25,751,300 万円
③従業員 数	2,226 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 参照

(第 2 面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境マネジメントの推進体制は、別紙 2 参照のこと
(生産環境分科会にて、廃棄物の排出抑制、減量化を推進)

廃棄物の適正処理の管理体制は、別紙 3 参照のこと

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度 (29 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 4 のとおり	
	排出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 梱包方法変更による緩衝材 (廃プラ) の削減 : 3t		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 4 のとおり	
	排出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 可変ベルガン導入による塗着効率の向上 : 12t		

産業廃棄物の分別に関する事項

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥 （脱水汚泥）	汚泥 （塗料カス汚泥）
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	850 t	183 t
		（今後実施する予定の取組） ・従来の活動 （脱水機の適正な運転、水切り・乾燥） を継続		

（第4面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙6 のとおり	
	全処理委託 量	t	t

			優良認定処理業者への 処理委託 量	t	t
			再生利用業者への 処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組) ・適正なりサイクル業者を選定して委託する			

(第 5 面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類		別紙 6 のとおり		
	全処理委託 量		t		t
	優良認定処理業者への処 理委託 量		t		t
	再生利用業者への 処理委託 量		t		t
	認定熱回収業者への 処理委託 量		t		t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量		t		t

		(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への委託量が、全委託量の 99 %のため、現状を維持する
※事務処理欄		

(第 6 面)

備考

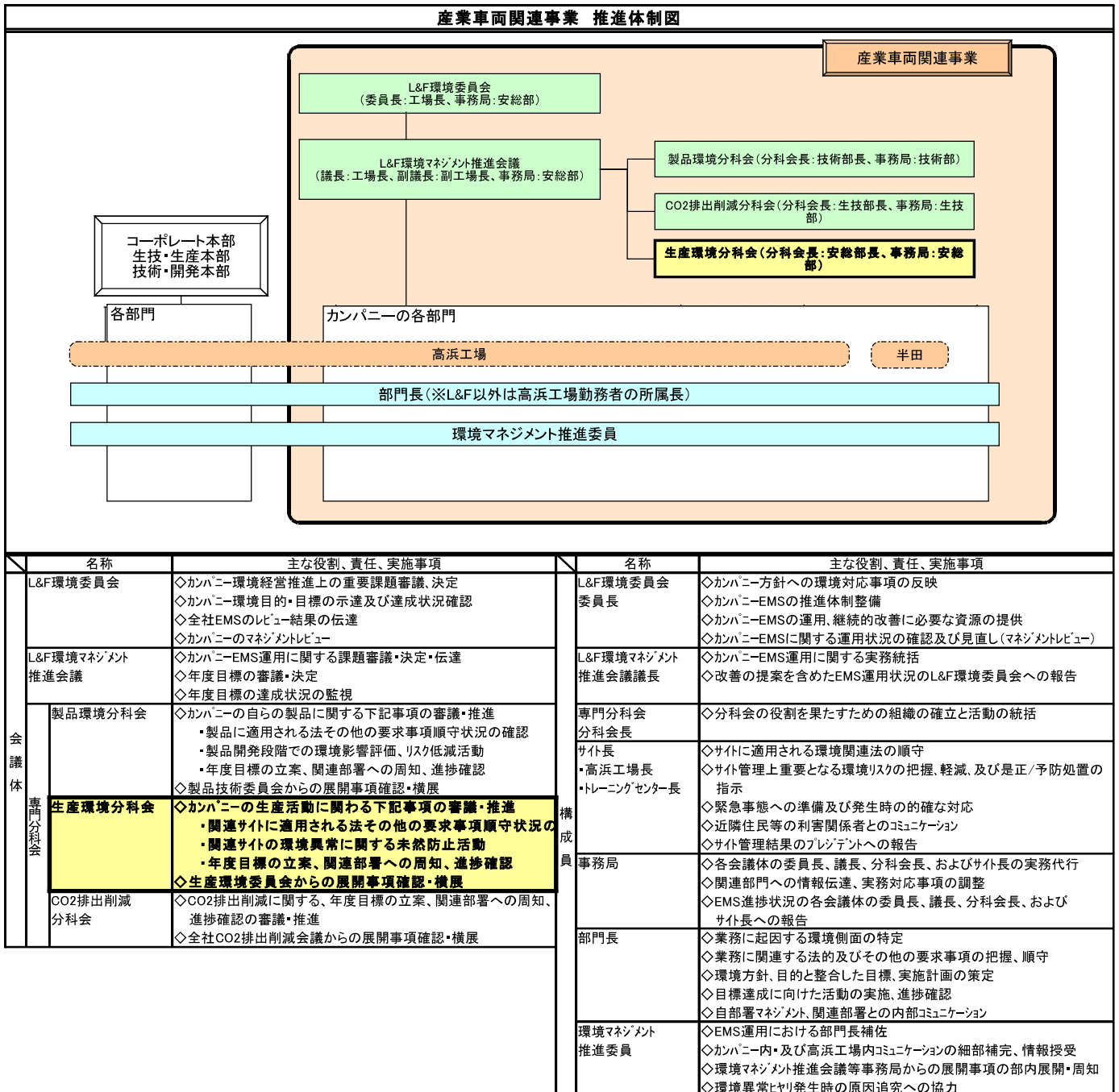
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の処理の一連の工程

【発生する廃棄物と再利用方法】

分 類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	汚泥	中間処理業者	焼却	セメント原料	
	研磨粉	中間処理業者	圧縮固化	製鋼原料	
	清掃汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
	脱水汚泥	自社	脱水	路盤材	自社処理後、業者へ委託
	脱水汚泥	中間処理業者	焼却		
		自社	脱水	路盤材	自社処理後、業者へ委託
	塗料カス汚泥	自社	脱水	セメント原料	自社処理後、業者へ委託
廃油		中間処理業者	エマルジョン燃料化		
	ウエス・オガコ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	水性塗装ブース廃液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	セメント原料	
	塗料カSD	中間処理業者	焼却	路盤材	
	濃縮廃液	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃酸	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
	バッテリー液(鉛入り)	中間処理業者	中和	セメント原料	
	化成液	中間処理業者	中和	セメント原料	
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	原料	
廃プラスチック類	金具付廃プラ	中間処理業者	焼却	セメント原料	
	金属付廃プラ	中間処理業者	破碎選別	燃料・原材料	
	固形燃料廃プラ	中間処理業者	押出成形	燃料	
	電着ろ液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
	塗料カSP	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料付アルミ箔	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラスチック類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラスチック類(硬質系)	中間処理業者	圧縮固化	還元材	
木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料、製紙原料	
金属くず	リチウムイオンキャパシタ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	溶接スラッジ・ショットカス	中間処理業者	圧縮固化	製鋼用鉄原料	
ガラス・陶磁器屑	砥石屑	中間処理業者	破碎	原材料	
	砥石屑	中間処理業者	破碎	原材料	
鋳さい	サブマージ溶接屑	中間処理業者	溶融	路盤材	
がれき類	床材	中間処理業者	溶融	路盤材	
ばいじん	排気ダスト	中間処理業者	溶融	路盤材	
(水銀製品)電池類	乾電池	中間処理業者	選別	原材料	
(水銀製品)照明機器	蛍光灯	中間処理業者	破碎	グラスウール、ガラス原料	

産業車両関連事業 環境経営推進組織表



高浜工場公害防止組織表

公害防止統括者	工場長			
公害防止統括者の代理者	副工場長			
		事務局	安全・総務部	環境G
区分	公害防止関連		廃掃法関連	
	公害防止管理者 (大気関係)	公害防止管理者 (水質関係)	廃棄物処理 責任者	特別管理 産業廃棄物 管理責任者
	正・副	正・副	正	正
	浄化槽法関連	浄化槽技術 管理者	正	

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

【平成29年度 実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器屑	鉱さい	がれき類	ばいじん	(水銀製品)電池類	(水銀製品)照明機器
排出量	1,356	310	44	46	288	92	17	1	3	1	2	0	0

【平成30年度 計画】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器屑	鉱さい	がれき類	ばいじん	(水銀製品)電池類	(水銀製品)照明機器
排出量	1,433	272	47	49	307	98	18	1	3	2	2	0	0

別紙4
8/6/25作成
※ 高浜工場

(t)

計	
	2,161

(t)

計	
	2,232

廃棄物・有価物分別表

I. 分別基準

種類	No.	分別名称	分別基準	例	注意点	荷姿	置場	事前連絡期日	排出部署 (カッコ内は工程)
一般廃棄物	1	生活ゴミ	産業廃棄物以外の廃棄物(売却できるもので、一般家庭から発生する可燃ゴミと同等レベルのもの)	ティッシュ、お菓子の缶詰、タバコの箱、マスク	・業務で発生したものは入れない ・生ゴミは水気を切る	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	2	タバコの吸い殻	—	—	・灰事にならないように水をかける等の処置をし、 ・消火を確認してから捨てる	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	3	資源紙	・紙類の有価物(古紙や雑誌等)に該当しない紙で、泥や油などの汚れないもの	A6以下の紙、離ケイ紙、のり付紙、ふせん紙、カーボン紙(裏が黒いもの)、ラミネート処理した紙	・紙類の有価物として捨てるから確認してから捨てる ・ホチキスは外す	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	4	資源プラ	・プラスチックのみでできている製品で、汚れないもの(金属がついてないもの)	包装フィルム、ラミネート、発泡スチロール、スポンジ、トレイ、スポンジ、CD、ラミネート処理した紙	・塩ビ(PVC)、フェノール樹脂(PF)、ポリエステル樹脂(FRP)は廃プラに分別する	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	5	廃プラ(硬質)	・硬くてプラスチック製品で出来ているもの ・金属の重量が全体の割に少ないもの	リフトのインパネ、プラスチック製の棚、バッチリーフード、ダンパラ製の部品類	—	—	リサイクルセンター	排出当日まで	製造部・生管部
	6	金属付廃プラ	・金属がついている廃プラで、金属の重量が全体の2割以上のもの	イスや机(金属より樹脂が多いもの)	—	—	リサイクルセンター	排出当日まで	全部署
	7	廃プラ・ゴム	・汚れているもので、資源紙、資源プラに分別できないもの ・廃プラ(硬質)、金属付廃プラに分別できないもの (No.3~6は厳しく)	カーリッジ類、輪ゴム、ペン、マグネット、塩ビ、フェノール、紙や油がついた汚れたひじき紙、面糊バラフィン、樹脂、ポリエステル樹脂を含むもの	・ゴミ袋に入らないものは廃プラ(硬質)として捨てる ・金属を含むものは金属付廃プラとして捨てる	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	8	水溶性廃油	・油が水で溶けている廃液で、濃縮装置で濃縮するもの	501大物部品塗装や503粉体処理場から出る洗浄液、切削油(水溶性)	・ウォークリフトのラジエター液(LLC)は油配へ分別する	ドラム缶(黄)	リサイクルセンター	—	製造部
	9	化成廃液	・酸化した廃液で発生した廃液	槽の清掃時の残液	・濃縮処理場へ排出しない ・廃棄時は、送水予定量確認表をリサイクルセンターに送付する	—	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部(酸化成工程)
	10	電着廃液	・電着塗装工程で発生した廃液	槽の清掃時の残液	・濃縮処理場へ排出しない ・廃棄時は、送水予定量確認表をリサイクルセンターに送付する	—	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部(電着塗装工程)
産業廃棄物	11	汚泥	・製造工程の床面の清掃で出る泥状のもの全般 (No.12~18は厳しく)	スローバで清掃したくず、灰塵カスシウム(重曹)	・現場の専用鉄箱で振るいかけ、金属片などの異物を取り除く ・スローバ側は廃棄時に事前連絡なくともよい	—	リサイクルセンター	排出当日まで	製造部
	12	泥泥	・油を含んでいる汚泥	ウォークリフトのラジエター液(LLC)カス プラスチックの洗浄液	・LLCは他の油と混ぜない ・カス、マスト溶接の洗浄液は廃棄時に事前連絡なくともよい	ドラム缶 ポリタンク	リサイクルセンター	排出当日まで	安部部・製造部・技術部実験室
	13	塗料汚泥	・塗装ブース(油性塗料)の塗料物を水で水切り、水切りした後に残った汚泥	大物部品塗装、27インフレーム塗装上塗り、ウエイト塗装上塗り、リヤアクスル、電着塗装から出る塗料物を水切りしたもの	—	バキューム車	602カス池水切り場	排出の2週間前まで	動力4課
	14	排水汚泥	・塗装ブース(油性塗料)の上水を塗装処理場で脱水性後に残った汚泥	大物部品塗装、27インフレーム塗装、ウエイト塗装、完成車塗装、ラインタッチアップ塗装、指定色塗装、マスト塗装、タッチアップから出る上水を脱水性したもの	—	バキューム車	総合排水処理場 601塗料処理場	—	動力4課
	15	清掃汚泥	・ブースやピットなどを清掃したときに出てくる残液	水性塗装ブースを清掃したときの残液、雨水配管清掃時の残液	—	バキューム車	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部・動力4課
	16	廃酸	・pH2~7の廃液	バッチリー液	・pH2以下のものは腐食性廃酸(特別管理産業廃棄物)になるため、pHを測り、確認してから現場へ運ぶ ・素手で触らない	ポリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部・技術部実験室
	17	高アルカリ	・pH10~12.5の廃液	保全課のMEL-2000(機械設備用洗剤)、504電着ライン脱脂液	・pH12.5以上のものは腐食性高アルカリ(特別管理産業廃棄物)になるため、pHを測り、確認してから現場へ運ぶ ・素手で触らない	ポリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部(保全課、電着ライン)
	18	塗料カスD	・塗装工程で余った液状の塗料	電着塗装工程、完成車塗装工程、タッチアップ工程で使った塗料の残り	—	ドラム缶	リサイクルセンター (危険物置場)	—	製造部(電着塗装、完成車塗装、TP)
	19	塗料カスP	・粉りなどの異物が混ざり、普利用できない状態の塗料	粉体塗装ラインから出てくる塗料	—	バレット	リサイクルセンター	—	製造部(マスト塗装、小物給塗塗装)
	20	廃グリス	・平面形状の潤滑油	エボネックスグリス	—	ドラム缶 バレル缶	廃油置場 リサイクルセンター	—	製造部
産業廃棄物	21	研磨粉	・研削加工したときの研削カス	503アクスルシャフト、ナッフル30エラインから出てくる研削カス	—	袋詰め	603北研磨粉置場	—	製造部(503アクスルシャフト、ナッフル30工)
	22	排水ダスト(ばいじん)	・ばいじん発生施設で発生するばいじん、集塵施設によって集められたもの	溶接ヒューム集塵機で集められたカス	—	専用のビニール袋	リサイクルセンター	—	製造部
	23	サブマージアーク溶接機	・サブマージアーク溶接機で使った被覆剤のかけ	501大型マストレーン溶接機	—	フレコンバック	リサイクルセンター	—	製造部
	24	溶接スラッジ	・溶接・溶断時に溶け落ちたくずをふるいにかけ、大きいくずを取り除いたもの	—	—	フレコンバック	リサイクルセンター	—	製造部
	25	木屑	・工作物の新設、除去などによって排出される木屑	梱包で使用した木屑/バレット	・紙、ダンパラ、布、ビニール、プラスチックを混入して排出する	—	リサイクルセンター	—	生管部、部物部、製造部、その他
	26	砕石屑	・砕石	グラインダーの砕石	—	—	リサイクルセンター	—	製造部
	27	がれき材	・工作物の新設や除去によって生じたコンクリートなどの破片	—	・破片が大きいときは、こぶし大にして排出する	—	リサイクルセンター	—	全部署
	28	グラスウール	・グラス繊維でできた綿状のもの	配管や空調ダクトに使用した断熱材	・素手で触らない	ビニール袋	リサイクルセンター	排出当日まで	生技部
	29	アルミ屑	・塗装工程でマスキングに使用したアルミ屑	—	—	—	リサイクルセンター	—	製造部
	30	軍手、ウエス屑	・汚れた軍手、ウエス	洗濯しない使用済み軍手、油を含んだウエス	・油が滴り落ちるウエスはリサイクルセンターの専用鉄箱に入れる ・濡れたものは、袋に入れて排出する ・濡れたときには、ケガに注意する	ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
産業廃棄物	31	産業用LED照明	・産業用LED照明	—	・濡れたものは、袋に入れて排出する ・濡れたときには、ケガに注意する	—	ゴミステーション	—	全部署
	32	リチウムイオン電池	・リチウム電池	—	・電機を繋ぐと発火の恐れがあるため、重ならないようにして排出する (個別に袋詰めするか電機部分をテープで巻く)	—	リサイクルセンター	—	全部署
	33	その他の電池	・リチウム電池以外の電池	—	—	—	リサイクルセンター	—	全部署
	34	電タイヤ	・ウォークリフトのタイヤ	ウレタナイトヤ、ゴムタイヤ	—	—	リサイクルセンター	—	製造部、技術部
	35	遮光面ガラス	・遮光面に使用されたガラス	—	・割れたときは、ケガに注意する	—	リサイクルセンター	—	製造部
	36	陶磁器	・陶磁器	—	・割れたときは、ケガに注意する	—	リサイクルセンター	—	全部署
	37	混合物ガラス	・遮光面ガラス以外のガラス製品	含むセラガラス、ガラス製の鏡や灰皿、コップ、インスタントコーヒーの空き瓶、色付きのガラス	・割れたときは、ケガに注意する ・ふたを外して、廃棄する	—	リサイクルセンター	—	全部署
	38	引火性廃油	・引火点70℃未満の廃油	機油、ガソリン、ワニス、スチレンモノマー、アルキレン	・ポリタンクに入れるときは、静電気による発火を防ぐために容器を7割以上満たした状態にする	ポリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	品保部(検査課)、製造部
	39	腐食性廃酸	・pH2以下の廃酸	PAC(排水処理用凝集剤)	・pH2~7のものは腐酸として排出するため、pHを測り、確認してから現場へ運ぶ ・素手で触らない ・作業時は保護メガネを着用する	バキューム車	総合排水処理場	排出の1週間前まで	動力4課
	40	腐食性高アルカリ	・pH12.5以上の高アルカリ	マスト溶接から出る水酸化カリウム	・pH12.5以上のものは高アルカリとして排出するため、pHを測り、確認してから現場へ運ぶ ・素手で触らない ・作業時は保護メガネを着用する	ポリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部
産業廃棄物	41	感染性産業廃棄物	・医療行為により排出され、感染の恐れがあるもの	体液が付着した製剤の器具、感染性病原体の培養や検査に使用されたもの	・ふた付の容器に入れ、飛散・流出しないようにする ・消毒が可能な場合は、滅菌してから利用する ・決めない	ふた付容器	診療所 (水栓の回収待ち)	排出の1週間前まで	医局(安部)
	42	古紙	・白黒印刷のOA紙	白黒印刷のOA紙(A6以上)	—	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	43	雑誌	・業務で発生した取扱説明書、パンフレット類	カラー印刷物、色紙、封筒、包紙紙、画像付きの印刷物(白黒も含む)、紙の手拭袋、カーボン紙(裏が黒くないもの)	・配付物(総合パンフレットなど)は家に持ち帰る	—	ゴミステーション	—	全部署
	44	新聞紙	—	職場で購入した新聞	—	—	ゴミステーション	—	全部署
	45	シュレッダー	・シュレッダー屑	シュレッダー屑	・ラミネート処理した紙をシュレッダーした場合は、資源プラに捨てる ・紙以外のものはシュレッダーしない ・機密書類を溶解処理したい時は、各自で以下のとおり実施する ①回収業者へ連絡する ワンビシアークイブス 営業部名古屋支店 電話番号:052-954-9050 ②業者から送付される回収用紙を記入、返送する ③業者に書類を回収してもらう(初回は排出部署と回収業者の立会いの下回収する) ※特殊紙(機密書類)は廃棄物回収業者に依頼する	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署

46	ダンボール	・分厚い紙	ダンボール箱、厚紙、テープの芯	・ 中ボキスを外す を箱を折じため ・ 切れ端や小さいもの(A6が目安) は雑詰でも可	—	ゴミステーション	—	全部署
47	エナメル罐	—	ACモータ巻線の罐材	・酸蝕液以外はいれない	—	501南有価物置場	—	製造部(503ACモータ組立)
48	ショットカス	・ショットプラスト使用時に出てくるカス	—	・5cm以上(縦×横×高さ)に固まっているものは 砕いて5cm未満にする	プレコンパック	リサイクルセンター	—	製造部
49	蒸留液	・蒸留液	—	—	—	リサイクルセンター	—	製造部、品保部
50	電装品類	・電装用品(家電リサイクル法該当品以外)	掃除機、電子レンジ、スポットクーラー、電話 CDコード機	・スポットクーラーは事前に業者にフロンを抜いて もらってから廃棄する	—	リサイクルセンター	—	全部署
51	被覆銅線	・ゴムなどで覆われた銅線	—	—	—	リサイクルセンター	—	全部署
52	バッテリー	—	リフトのバッテリー	・バッテリー液が漏れないようにする ・バッテリー液は手で触らない	—	リサイクルセンター	—	生管部、製造部
53	ステンレス	—	トーチノズル	—	—	501北有価物置場 保全工具室	—	全部署
54	斗争缶	・斗争缶	—	—	—	リサイクルセンター	—	製造部
55	スプレー缶(アルミ)	・アルミ製のスプレー缶	—	・穴を開けて中身を密にする ・ノズルとキャップは取り外して分別する	ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
56	スプレー缶(スチール)	・スチール製のスプレー缶	—	・穴を開けて中身を密にする ・ノズルとキャップは取り外して分別する	ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
57	銅質特級(プレス罐材)	・高さ100～300mm、長さ30～200mm、 厚み3～50mmの指定品銅質	502プレス罐材	・例に表記しているもの以外は入れない	—	502北東プレス連絡給	—	製造部(502プレス)
58	銅質特級(レーザーカット罐材)	・高さ100～300mm、長さ30～200mm、 厚み3～50mmの指定品銅質	503レーザーカット罐材	・例に表記しているもの以外は入れない	—	501南有価物置場	—	製造部(503レーザー)
59	銅質特級(マストS)	・高さ100～300mm、長さ30～200mm、 厚み3～50mmの指定品銅質	マストS	・例に表記しているもの以外は入れない	—	技2号館南有価物置場	—	製造部(506・507マスト溶接)
60	銅質2級	・高さ500mm以下、長さ1,000mm以下、 厚み1mm以上、長行き500mm以下の銅質	罐物、溶接品	・ポルトは全て取る	—	501南有価物置場 技2号館南有価物置場	—	製造部、品保部
61	銅質級外(フェーク、マストノール)	・フェーク、マストノール	—	・バレットで抜出できるもののみ	バレット	技2号館南有価物置場	—	製造部
62	銅質級外(鉄芯)	・鉄芯	—	—	専用箱	508KD大物 508ALSO	—	製造部、ALSO
63	銅質級外(巻線筒)	・巻線筒	—	—	—	技2号館南有価物置場	—	製造部
64	銅質級外(その他)	・高さ100～800mm、長さ1,000～1,300mm、 長行き500mm以下で箱に入るもの	罐物、溶接品	—	—	501北・501南有価物置場 技2号館南有価物置場	—	製造部
65	銅質級外(大物)	・上記以上の大きさで自庫の箱に入らないもの のうち、10tトラックに積載可能な大きさのもの	—	・大物廃棄物の処分要領に従う 市規則21-206 大物廃棄物処分要領 ・10tトラックに積載できない大きさの場合は、 各自で分解や切断をして積載できるようにする	—	各自で仮置き	—	製造部、品保部、生技部
66	銅ダライ	・溶接のような機械で切削、変形した 銅スクラップ(切粉)	—	—	—	切粉処理場	—	製造部
67	鉄ダライ	・銅鉄を切削、変形したスクラップ(切粉)	—	—	—	切粉処理場	—	製造部
68	アルミ屑	・アルミ製の部品	—	—	—	501南有価物置場	—	製造部
69	溶断カス(スラッジ)	・溶接・溶断時に溶け落ちたくずをふるいにかけ、 ふるいに残った大きいくず	—	—	—	501南有価物置場	—	製造部
70	返却できるプラ箱、樹脂・パレ	・取引をしていない業者名の部品箱、 業者名が消えている部品箱	—	・取引をしている業者名が記載されているものは No76の分別基準に従って業者に戻却する	—	リサイクルセンター	—	製造部、部物部、生管部
71	油性廃油	・廃油	作動油、エンジンオイル、ギアオイル、切削油(油性)、軽油	—	ドラム缶(赤)	廃油置場	—	製造部
72	コンテナ	・モジュール(KD)	—	・ダンブラは取り除く	—	506東	—	製造部(搬送課)
73	飲料の空き容器	・事務所や工場に設置されている自販機や 売店で購入した飲料の空き容器	缶、ペットボトル、カップ	・飲み残しは潰しに捨てて ・機嫌のゴミ箱には捨てない	—	各自販機コーナーの 専用回収箱	—	全部署
74	安全靴	・売店購入の安全靴 (シモン・ミドリ製品専用)	—	・安全靴の種類により回収箱が異なる ・シモン、ミドリ製品以外は、リサイクルセンターへ持って いく	—	男子更衣室入口の 専用回収箱	—	全部署
75	吸収缶	・防音・防塵マスクの吸収缶	GA-705/0V、GA-1P1/0V、 KGC-10MC-04、33TJ-55-S1-0V-02	・吸収缶の種類ごとに分けて置場へ持っていく	ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
76	返却できるプラ箱、樹脂・パレ	・取引をしている業者名が記載されている部品箱	—	・取引をしていない業者名の部品箱や業者名が消えてい る部品箱は、No76の分別基準に従って廃棄する	—	無償一貫製造部管理	—	製造部、部物部、生管部
77	ヘルメット(バンブキャップ)	・サンバレー購入のヘルメット	—	—	—	サンバレー	—	全部署
78	工具類	・使用できなくなった工具	ドライバーク、インパクトレンチ、 電動インパクト、電動インパクト用バッテリー	—	—	保全課工具室	—	製造部
79	動物の死骸	・工場内で見つけた動物の死骸	ハト、ヘビなど	・雑谷建設に連絡(電話番号:0566-53-1258)	—	—	—	全部署

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【平成29年度実績】

[illegible]

【平成30年度計画】

[illegible]